

循環型社会形成推進基本計画の策定のための
具体的な指針について
(意見具申)

平成14年1月17日

中央環境審議会

はじめに

循環型社会の形成を総合的かつ計画的に進めていくためには、環境基本法(平成5年法律第91号)第15条第1項に規定する環境基本計画及び本指針に基づき、実効ある循環型社会形成推進基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、この基本計画に基づき国民・NPO(非営利組織)・NGO(非政府組織)、事業者、地方公共団体(都道府県・市町村)、国等のすべての主体の積極的な参加と適切な役割分担の下で、適正かつ公平な費用負担により各種の施策を着実に講じていくことが必要である。

また、基本計画の策定にあたっては、例えば、実施を担保するための措置や施策の導入工程表の作成など基本計画の実効性を高めるための手法を検討し、その成果をできる限り反映させていくことが必要である。

第1 循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針について

1 我が国が目指す循環型社会のイメージについて

循環型社会とはどのようなものかについて広く理解が得られるように、我が国が目指す「循環型社会」の具体的なイメージを示すことが重要である。この際、経済のグローバル化に伴う国際的な循環や国内での地域的な循環など様々な視点での検討も必要である。

また、循環型社会の形成は、エネルギーの循環的利用や自然界における物質循環を踏まえた上で、社会・経済システムにおける健全な循環を考えることが必要であり、幅広い観点からの検討を行うことが望ましい。

2 基本的な考え方や政策手法について

(1) 排出者責任

廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に関し、その一義的な責任を排出者が負うという排出者責任の考え方については、一層の徹底を図る必要があり、排出者責任の考え方に基づき講ずべき具体的な施策を示すものとする。

また、地域住民も日常の生活において廃棄物を排出する限り、排出者としての責務を有しており、その果たすべき役割についても、できる限り具体的に示すことが望ましい。

(2) 拡大生産者責任

製品の製造者などが物理的又は財政的に製品の使用後の段階まで一定の責任を果たすという拡大生産者責任(EPR: Extended Producer Responsibility)の考え方については、今後の循環型社会形成推進において極めて重要な考え方であり、拡大生産者責任の考え方に基づき講ずべき具体的な施策を示すものとする。

(3) 対策の優先順位

特に、これまで十分な対策が講じられてこなかった発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)の促進について、今後推進すべき具体的な施策を示すものとする。

(4) 経済的手法

税・課徴金、預託払戻制度(デポジット制度)、ごみ処理手数料等の経済的手法については、市場メカニズムを通じて、自主的な取組みを促す手法

であり、具体的な施策の導入可能性を検討し、今後推進すべき具体的な施策を示すものとする。

(5) 静脈産業等の育成

廃棄物収集・運搬、処分、再生利用(リサイクル)等を業とするいわゆる静脈産業のほかレンタル・リース、修理(リペア)・維持管理(メンテナンス)等の循環型社会の形成に資する産業の育成、静脈産業と動脈産業の有機的な一体化などは、新規産業の創造という観点のみならず雇用創出の観点からも重要な課題であり、市場規模の拡大策等の産業育成方策について検討し、今後推進すべき具体的な施策を示すものとする。

(6) 情報の基盤整備

廃棄物等の発生量とその循環的な利用及び処分の状況など各主体が必要とする情報を迅速かつ的確に入手し、利用できるよう、情報の基盤整備について、今後推進すべき具体的な施策を示すものとする。

(7) 適正処理の推進

適正処理の推進は重要な課題であり、例えば、不法投棄対策の徹底など廃棄物の不適正な処理の防止、廃棄物処理施設等の施設整備、施設整備のための関係者の理解促進に向けた取組など適正処理の推進のための施策を示すものとする。

3 関係個別法及び個別施策との総合的・有機的な連携の基本的な方向について

循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)及び基本計画

に基づき関係個別法及び個別施策が実行されるよう、必要な調整手法や体制について、できる限り具体的に示すものとする。

4 循環資源の発生、循環的な利用及び処分等の目標量について

基本計画の具体的な目標として数値目標を盛り込み、その効果を客観的に把握できるようにすることが必要である。

なお、具体的な指標のイメージとしては、物質収支(マテリアル・フロー)を踏まえた、ある年次での総物質投入量・再使用量・再生利用量・廃棄物量の設定、主要な循環資源についての回収率・リサイクル率などが考えられる。この際、量的な面のみならず、費用やエネルギーの面や、ライフサイクル・アセスメント(LCA:Life Cycle Assessment)による評価結果も考慮する必要がある。また、目標年次については、短期と中長期とに区分することなども考えられる。今後、これらについて検討を行い、具体的な目標を設定するものとする。

第2 循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策について

1 国が果たすべき役割について

国は、国民・NPO・NGO、事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの育成を図ることが重要であり、循環型社会の形成のための各主体の活動への支援や情報提供等を行うことが必要である。このような考えを踏まえ、国の果たすべき役割を示すものとする。

また、国と地方公共団体の役割分担を明確化した上で、国の果たすべき役割を具体的に示すものとする。

2 国が率先して実行しようとする行動について

(1)環境教育・学習の振興

省資源・省エネルギーを基本としたライフスタイルの定着、リサイクル製品の購入・活用の推進など消費者や事業者自らの意識改革・行動改革につながる施策を示すものとする。

また、各主体への環境教育・学習の浸透や環境保全活動への参加度合いなどを示す指標について検討し、設定することが望ましい。

(2)民間団体等の自発的な活動の促進

地域・学校・企業等の環境保全活動のつなぎ手として、NPO・NGO や事業者団体をはじめとする民間団体等の果たす役割は重要であり、自発的な活動が促進されるための施策を示すものとする。

(3)人材の育成・活用

循環型社会の形成のために必要な人材の確保や活用、広く循環型社会の理念を伝えるコーディネーター、アドバイザー等の指導者を育成することが必要であり、様々な主体における人材の育成・活用のための施策を示すものとする。

(4)需要の転換

日常生活や経済活動を支える物品及び役務に伴う環境負荷の低減を図るため、国等による率先的調達、環境物品等に関する情報の提供など、環

境物品等への需要の転換を促進するための施策を示すものとする。

(5) 情報基盤の構築と調査の実施

各主体が必要とする情報を迅速かつ的確に入手し、利用できる体制を整備することが必要であり、廃棄物等の統計情報の速報体制の整備が必要である。また、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する情報のネットワーク化のほか正確な情報を把握するために必要な調査の実施など情報基盤の構築と調査の実施のための施策を示すものとする。

(6) 科学技術の振興

科学技術の進歩は、我々の生活水準を向上させ日常生活に利便性をもたらした反面、地球温暖化や有害化学物質等の深刻な環境問題を引き起こした。今後は、環境保全の観点から、製品設計や生産工程に始まり、循環資源のリユース・リサイクル、廃棄物の適正処理、製品の原材料としての使用や廃棄物処理に伴う有害化学物質の汚染対策など物のライフサイクルの各段階において、できる限り環境への負荷の少ない生産技術等の普及を図ることは重要な課題となる。また、循環型社会の形成を進めるために各分野にわたり科学技術の果たす役割は重要である。そのための大学・研究機関・企業等での科学技術開発の推進に関する施策を示すものとする。

第3 その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について

1 国民・NPO・NGO、事業者、地方公共団体が果たすべき役割について

(1) 国民・NPO・NGO が果たすべき役割について

国民は、消費者、地域住民として、自らも排出者であることを自覚して行動するとともに、循環型社会の形成に向けライフスタイルの見直しなどをより一層進めていくことが期待される。このような考えを踏まえ、消費者、地域住民としての国民が果たすべき役割を示すものとする。

また、NPO・NGO は、自ら循環型社会の形成に資する活動を行うとともに、各主体の環境保全活動のつなぎ手としての役割を果たすことが期待される。このような考えを踏まえ、NPO・NGO の果たすべき役割を示すものとする。

(2) 事業者が果たすべき役割について

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえた 3R、適正処分への取組、消費者との情報ネットワークの構築や情報公開などをより一層推進していくことが期待される。このような考えを踏まえ、事業者の果たすべき役割を示すものとする。

(3) 地方公共団体が果たすべき役割について

地方公共団体は、地域づくりを推進していくうえで重要課題の一つである循環型社会を形成するため、廃棄物の適正処分・リサイクルの実施にとどまらず、循環を軸にしたコーディネーターとしての役割を果たすことが期待される。このような考えを踏まえ、また、国と地方公共団体の役割分担を明確化した上で、地方公共団体の果たすべき役割を示すものとする。

2 関連施策との有機的連携の確保のための留意事項について

循環型社会の形成に当たっては、国際的・地域的な循環、エネルギーの

循環的利用や自然界における物質循環など密接な関係にある他の施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮について示すものとする。

3 基本計画の進行管理と実効性の確保について

基本計画の進行管理として、基本計画が個別施策へ反映されているかどうかをチェックし、施策に十分反映させていくことが必要である。年次報告の活用や関係予算の取りまとめなど、基本計画の進行管理のために必要な調整手法や第三者機関として中央環境審議会が評価、点検を行うなどの体制について、できる限り具体的に示すものとする。

また、「はじめに」で記したとおり、基本計画の策定にあたっては、基本計画の実効性を高めるための手法を検討し、その成果をできる限り反映させることとしており、これにより、基本計画の実効性を確保するものとする。

新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための
具体的な指針について

(意見具申)

平成19年8月24日

中央環境審議会

はじめに

平成 15 年 3 月に閣議決定された現行の循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）の策定から 4 年が経過した。その間、循環型社会の形成を取り巻く環境にいくつかの変化があった。

環境政策全体に関する大きな動きとしては、第 3 次環境基本計画（平成 18 年 4 月 7 日閣議決定。別添 1 参照。）及び 21 世紀環境立国戦略（平成 19 年 6 月 1 日閣議決定。別添 2 参照。）の策定があり、今後の環境政策における基本的な考え方や方向性が示された。

循環型社会の形成の進捗状況を、過去 3 回の循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の点検結果（以下「点検結果」という。別添 3 参照。）から見てみると、物質フロー指標に関しては 3 つの指標いずれにおいても着実な進展が見られているものの、よりの確な実態の把握、国民へのより一層の働きかけや循環型の地域づくりの推進、物資の国際移動が拡大し国際的に廃棄物量や資源需要が増大する中での国際的な視点からの取組の強化等が求められてきている。

また、来年 7 月には G8 北海道洞爺湖サミットが我が国で開催されることから、国際社会における 3R の展開に関して、我が国が果たすべき主導的な役割を示していくことも求められている。

これらの環境の変化等を踏まえ、現行の循環基本計画を拡充する必要があるため、循環基本法第 15 条第 3 項及び第 7 項の規定に基づき、新たな循環基本計画の策定のための具体的な指針を策定する。

第1 循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針について

新たな循環基本計画の策定に当たっては、循環基本法第16条第1項の規定に基づき、第3次環境基本計画、特に同計画における「(重点政策プログラム) 第2節 物質循環の確保と循環型社会構築のための取組」の内容を基本とすることとする。

このため、新循環基本計画においては、その枠組みと考え方として、第3次環境基本計画において基本的な考え方として示された自然の物質循環とその一部を構成する社会経済システムの物質循環の両方を視野に入れ、適正な循環が確保されることが重要であるといった考え方を示すこととする。また、中長期的な目標として示された①資源消費の少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり、②「もったいない」の考え方に即した循環の取組の広がり関係主体のパートナーシップによる加速化、③ものづくりの各段階での3Rの考え方の内部化、④廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化等の方向性については、新循環基本計画においても基本とすることを示す。

その他、環境政策に関する大きな動きとして、21世紀環境立国戦略の策定がある。同戦略においては、国内外で取り組むべき環境政策の方向及び持続可能な社会に向けた基本的な理念等が記述されており、これを踏まえ、持続可能な社会を実現するための低炭素社会、自然共生社会を目指す取組と統合的な展開を推進するための循環型社会形成の取組に関する考え方について検討し、できる限り明確に示すこととする。

さらに、過去3回の点検結果等も踏まえ、国民、地方公共団体、NPO/NGO、事業者等各主体の役割分担をより一層わかりやすく具体的に示していくといった姿勢を基本的な方針として明確に示すこととする。

第2 循環型社会の形成に関し、講ずべき具体的な施策等について

第3次環境基本計画、21世紀環境立国戦略及び過去3回の点検結果等において明示的に示されている課題を踏まえ、特に以下について重点的に検討する。

- (1) 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の統合的な展開を進めるための地球温暖化対策や自然界における適正な物質循環の確保の促進等の他の環境分野における取組との連携を強化する施策を検討し、できるだけ具体的に示す。
- (2) 現行の循環基本計画の数値目標を総括し、望ましい循環型社会の姿を定量的に明確にし、より詳細な実態把握等を行うための指標等を検討する。その結果必要があれば、目標水準の再設定や新たな補助指標の導入等を行う。
また、物質フローや廃棄物等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析及び公表を一層推進することを示す。
- (3) 地域的な循環型社会形成への視点として、バイオマス系循環資源など地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、金属系循環資源など地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくといった考え方を基本として、循環資源の性質等に応じた最適な循環のあり方について議論を深める。
また、コミュニティに根ざした循環型の地域づくりへの支援のあり方や環境教育・環境学習、リデュース・リユースに関する取組の強化等の3Rの国民運動の展開を一人一人のライフスタイルの変革につなげていく施策について検討し、具体的に示す。
- (4) 国際的な視点として、我が国の3Rに関する制度・技術・経験を国際的に発信し、発展途上国に対する支援等我が国が果たすべき主導的な役割や東アジア全体での適切な資源循環のための施策等について具体的に示す。

別添1 第3次環境基本計画（循環型社会関連部分の抜粋） （略）

別添2 21世紀環境立国戦略（循環型社会関連部分の抜粋） （略）

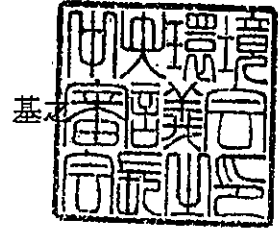
別添3 過去3回の循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の点検結果において指摘された課題等の概要 （略）



中環審第663号
平成24年6月5日

環境大臣
細野 豪志 殿

中央環境審議会
会長 鈴木



新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための
具体的な指針について（意見具申）

標記について当審議会は、循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第3項の規定に基づき、別添のとおり「新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針」について意見具申する。

(別添)

新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための 具体的な指針について

平成24年6月5日
中央環境審議会

循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）を見直すにあたり、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条第7項において準用する同条第3項の規定に基づく、「新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針」について、以下のとおり示す。

記

- 1 循環型社会形成推進基本法第16条第1項の規定に基づき、第四次環境基本計画第2部第1章第6節「物質循環の確保と循環型社会構築のための取組」の内容を中心として、第四次環境基本計画を基本とすること。
- 2 特に、循環の質に着目した取組等として示された、①資源確保の観点の強化、②低炭素社会、自然共生社会との統合的取組、③循環分野における環境産業の確立、④安全・安心の観点からの取組の強化、⑤地域循環圏の高度化、⑥国際的取組の推進について、検討を進めること。
- 3 限りある天然資源の消費を抑制し、より効率的な資源利用を図る観点から、物質フロー指標の質的改善を図ること。
- 4 中央環境審議会において過去4回実施した点検結果を十分に踏まえること。
- 5 東日本大震災の経験を十分に踏まえること。また、国会における循環型社会形成推進基本法の改正の状況を見つつ、放射性物質に関連する課題の取扱いを検討すること。